

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護】

この要件は令和6年6月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 提出書類

加算等の種別	必要書類
共通必要書類	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③ 誓約書(加算用)
身体拘束廃止取組の有無	※共通必要書類のみ
高齢者虐待防止措置実施の有無	① 改善計画書(減算型の場合のみ)
業務継続計画策定の有無	※共通必要書類のみ
入居継続支援加算(Ⅰ)(Ⅱ) 【特定施設入居者生活介護】	① 入居継続支援加算に係る届出書(別紙32) 又は テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書(別紙32-2) ② 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (※看護に係る責任者を定める場合のみ、算定日から4週間分を看護師分で作成し、看護に係る責任者を明示してください)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 外部のリハビリテーション事業所等と連携していることが確認できる契約書等の写し
個別機能訓練加算	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (算定日から4週間分を機能訓練指導員分で作成) ② 資格証等の写し(機能訓練指導員未提出分)
ADL維持等加算[申出]の有無 【特定施設入居者生活介護】	※共通必要書類のみ(※LIFEへの登録が必要)
夜間看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ) 【特定施設入居者生活介護】	① 夜間看護体制加算に係る届出書(別紙33) ② 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (算定日から4週間分を看護職員分で作成し、看護に係る責任者を明示してください) ③ 看護師免許証の写し(未提出分)
若年性認知症入居者受入加算	※共通必要書類のみ
科学的介護推進体制加算	※共通必要書類のみ(※LIFEへの登録が必要)
看取り介護加算 【特定施設入居者生活介護】	① 看取り介護体制に係る届出書(別紙34-2) ※夜間看護体制加算のいずれかの区分の算定が必要
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12-2) ② 認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し 又は 認知症看護に係る適切な研修を修了していることを証する書類 ③ 認知症介護指導者養成研修の修了証の写し 又は 認知症看護に係る適切な研修を修了していることを証する書類(※(Ⅱ)のみ)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書(別紙35)
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28) ② 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)の算定に関する取組の成果(国様式)(※(Ⅰ)のみ)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	① サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-6) ② 有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	① 介護職員等処遇改善計画書(別紙様式2) ② 変更に係る届出書(別紙様式4) (※提出済みの計画書の変更を行う場合のみ)
LIFEへの登録	※共通必要書類の①②のみ(誓約書不要)
短期利用特定施設入居者生活介護の届出 【特定施設入居者生活介護】	① 短期利用特定施設入居者生活介護確認表(参考様式) ※最下部の『短期利用特定施設入居者生活介護 基準抜粋』を確認し、適合している場合のみ届出可能。また、合わせて短期利用に係る内容を運営規程に追加するための変更届が必要です。

2 事業所にて作成及び保管が必要な書類(指定権者からの求めがあった場合に提出)

加算等の種別	必要書類
入居継続支援加算(Ⅰ)(Ⅱ) 【特定施設入居者生活介護】	次のいずれかを毎月記録すること ① 入居者のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の割合を確認できる記録 ② 入居者のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者並びに尿道カテーテル留置、在宅酸素療法及びインスリン注射のいずれかを実施している状態の者の割合を確認できる記録
入居継続支援加算(Ⅰ)(Ⅱ) 【特定施設入居者生活介護】 (テクノロジーの導入による届出の場合)	① 導入機器の内容が分かる資料(カタログ、仕様書、取扱説明書等) ② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を3月に1回開催していることが確認できる記録 ③ 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する事項の実施記録 ④ 介護機器の定期的な点検記録 ⑤ 介護機器の使用方法的講習、介護事故又はヒヤリ・ハット事例等の周知及び当該事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修の定期的な開催記録
夜間看護体制 【特定施設入居者生活介護】	① 重度化した場合における対応指針(同意を得るための書類を含む) ② 夜間における連絡・対応体制に関する取り決め内容が確認できる書類(※(Ⅱ)のみ)
看取り介護加算 【特定施設入居者生活介護】	① 看取りに関する指針(同意を得るための書類を含む) ② 看取りに関する研修の実施記録
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 認知症高齢者日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者の割合を確認できる記録(※直近3月間の割合について毎月記録すること) ② 認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の定期的な開催記録 ③ 個別の介護職員、看護職員に係る認知症ケアに関する研修計画及び実施記録(※(Ⅱ)のみ)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	① 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していることを確認できる書類 ② 協力医療機関等との間で、新興感染症を除く感染症の発生時等の対応を事前に取り決め、発生時等には連携し適切に対応することが確認できる協定書等 ③ 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していることが確認できる記録 ④ 事業所において行う感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容に③の内容を含めていることが確認できる資料
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	① 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を3年に1回以上受けていることが確認できる書類
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	※計画書様式内の確認項目欄及び証明する資料の例を参照

3 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生労働省告示第19号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日老企第36号)
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第127号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月17日老計発0317001 老振発0317001 老老発0317001)

短期利用特定施設入居者生活介護 基準抜粋

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の施設基準

- イ 指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ）の事業を行う者が、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ）若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ）若しくは指定介護療養型医療施設の運営について三年以上の経験を有すること。
- ロ 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第七十四条第一項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ）の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が一人であるものに限る）を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（利用者）の数は、一又は当該指定特定施設の入居定員の百分の十以下であること。
- ハ 利用の開始に当たって、あらかじめ三十日以内の利用期間を定めること。
- ニ 家賃、敷金、介護等その他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ホ 法第七十六条の二第一項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令、老人福祉法第二十九条第十一項の規定による命令、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十一条の規定による命令又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第二十五条各項の規定による指示（以下「勧告等」という）を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して五年以上の期間が経過していること。